B海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。	浮縄	平成二十六年四月一日から十一月三十日まで及び平成二十七年三月二十一日から三月三十一日まで
	底縄	平成二十六年四月一日から八月三十一日まで
C海域 長崎県壱岐市以北の東経百二十九度四十分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、D海域及びE海域を除く。	浮縄	平成二十六年四月一日から九月三十日まで及び平成二十七年三月二十一日まで
	底縄	平成二十六年四月一日から九月三十日まで
D海域 北緯三十三度四分の線、北緯三十三度三十分の線、東経百二十九度十分の線及び東経百二十九度二十分の線により囲まれた規制海域。	浮縄	平成二十六年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十六年四月一日から十月三十一日まで
E海域 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮縄	平成二十六年四月一日から十月三十一日まで
	底縄	平成二十六年四月一日から十月三十一日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長二十五センチメートル（ただし、前条の表の上欄に掲げるE海域並びに次に記載したア、イ、ウ、エ及びオの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域については二十センチメートル）以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

点の位置

ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端

イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から二十メートルの点

ウ　福岡県北九州市小倉北区大藻路岩灯標

エ　山口県下関市六連島灯台

オ　エの点から真方位九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十六年三月十九日

日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　橋本　明彦

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十六年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３９号

熊本市北区八景水谷２丁目11番６号　504

債務者　竹下　裕香（旧姓深江）

1　決定年月日時　平成26年４月３日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前田　大志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時50分

5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号

宮崎市阿波岐原町江田原1701番地11

債務者　山野　俊次

1　決定年月日時　平成26年４月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長友　慶徳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで

宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０７号

神戸市北区有野中町２丁目18番12号　アジュール北六甲301号、住民票上の住所神戸市北区藤原台南町３丁目９番12号

債務者　内海　正晴

1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　向山　大輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前11時

5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで

神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８号

兵庫県西宮市段上町１丁目２番24号サニーフラッツ101号

債務者　木戸　幸江

1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西片　和代

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前10時

5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８号

盛岡市上堂４丁目５番35号

債務者　福島久美子

1　決定年月日時　平成26年４月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　遠藤　大介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５９号

盛岡市上堂４丁目５番35号

債務者　福島功一郎

1　決定年月日時　平成26年４月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　遠藤　大介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時40分

5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５０号

埼玉県川口市柳根町23番７号　磯崎方、旧住所埼玉県草加市遊馬町1108番地18

債務者　河上　泰

1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　星名　優

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係